

新たな食料・農業・農村基本計画について

令和2年9月

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

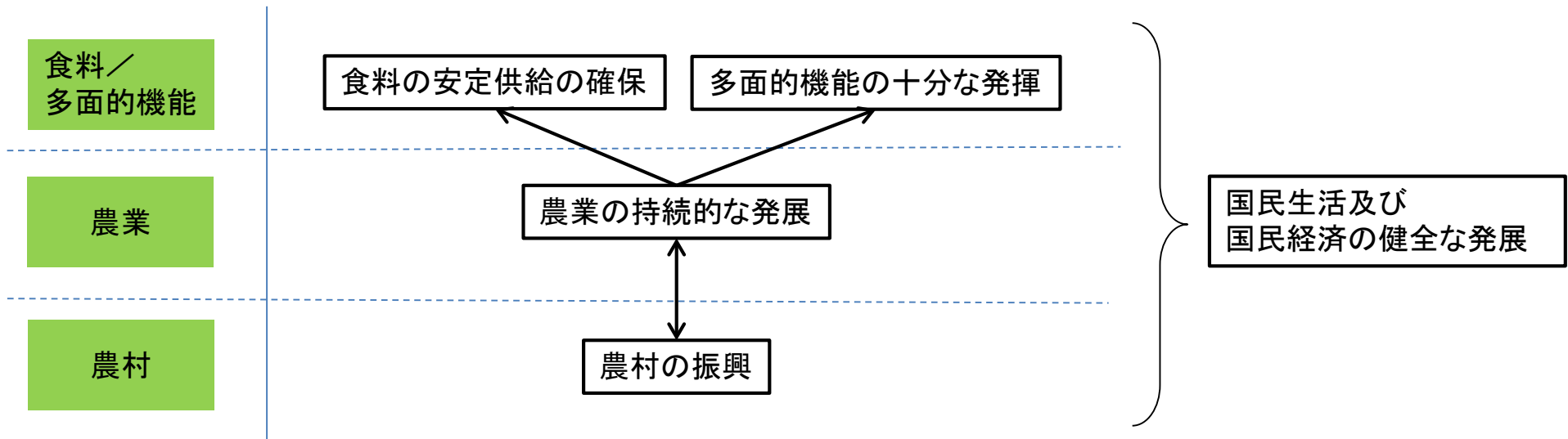
目 次

1. はじめに	 1
2. 我が国農業を取り巻く情勢	 4
3. 新たな基本計画における施策の方向	 12
4. 食料自給率目標等	 14
5. 食料の安定供給の確保	 20
6. 農業の持続的な発展	 25
7. 農村の振興	 33
8. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成等	 42

1-1 はじめに(食料・農業・農村基本法と食料・農業・農村基本計画)

- 高度経済成長を経て、食料自給率の低下、農業者の高齢化・農地面積の減少、農村の活力低下など、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化してきたことを受け、平成11(1999)年7月に食料・農業・農村基本法を制定。①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的な機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げた。
- 食料・農業・農村基本法の中で、食料・農業・農村基本計画を定めることを規定。基本計画には、食料自給率の目標を定めるとともに、食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるべきことや、おおむね5年ごとに見直す旨を規定。

食料・農業・農村基本法の概要



ポイント

- 食料・農業・農村基本計画の策定(食料自給率目標の設定等)
- 消費者重視の食料政策の展開
- 効率的かつ安定的な農業経営による生産性の高い農業の展開
- 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策
- 自然循環機能の維持増進
- 中山間地域等の生産条件の不利補正 等

1-2 はじめに(これまでの食料・農業・農村基本計画)

平成12（2000）年3月 食料・農業・農村基本計画の決定

食料自給率目標（平成22年度）
供給熱量ベース 45 %
（参考）金額ベース 74 %

- 食生活指針の策定
- 不測時における食料安全保障マニュアルの策定
- 効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
- 価格政策から所得政策への転換
- 中山間地域等直接支払の導入 等

平成17（2005）年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標（平成27年度）
供給熱量ベース 45 %
生産額ベース 76 %

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 食事バランスガイドの策定など食育の推進、地産地消の推進
- 担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入
- 農地・水・環境保全向上対策の導入
- バイオマス利活用など自然循環機能の維持増進
- 農林水産物・食品の輸出促進 等

平成22（2010）年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標（令和2年度）
供給熱量ベース 50 %
生産額ベース 70 %

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 総合的な食料安全保障の確立
- 戸別所得補償制度の導入
- 生産・加工・販売の一体化、輸出促進等による農業・農村の6次産業化等の推進
- 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し 等

平成27（2015）年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標（令和7年度）
供給熱量ベース 45 %
生産額ベース 73 %

- 農業・食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪とした、改革の推進
- 国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
- 米政策改革の着実な推進
- 東日本大震災からの復旧・復興
- 農地中間管理機構のフル稼働
- 多面的機能支払制度等の着実な推進
- 農協改革や農業委員会改革の推進 等

1-3 はじめに(食料・農業・農村政策審議会・企画部会における議論)

- 基本計画の見直しに当たっては、現場の取組や課題を幅広く把握し具体的な議論につなげていくため、昨年3月～6月にかけて、企画部会において、家族経営・法人・集落営農などの方々や、中山間地域の方や高齢者・女性の方々も含め、農業者等からヒアリングを実施。
- ヒアリングで得られた意見や課題を踏まえ、企画部会において、前基本計画の検証とこれを踏まえた施策の方向に係る議論、地方意見交換会・現地調査を実施。
- これらの議論や、昨年12月に策定された「農業生産基盤強化プログラム」を踏まえ、新たな基本計画が3月25日に食料・農業・農村政策審議会で答申され、同月31日に閣議決定。

食料・農業・農村政策審議会、企画部会の開催実績

平成31年(令和元年)

3月～6月(計8回) : 「水田農業」、「畜産・酪農」、「果樹・茶」、「野菜」、「食品事業者」、「農村振興」、「産地・地域づくり」、「経営継承」の各テーマ毎に、計26都道府県の36名の方からヒアリング

6月27日 : ヒアリングを基に、審議会委員同士で意見交換

9月 6日(第 1回) : 諮問、食料・農業・農村をめぐる情勢及び農業者等からのヒアリングにおける主な意見 等

9月～11月(第2～5回) : 現行基本計画の検証と次期基本計画に向けた施策の検討(食料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の振興、東日本大震災からの復旧・復興、団体の再編整備、食料自給率・食料自給力)

11月～12月 : 地方意見交換会・現地調査 (全国10か所で開催)

11月26日(第 6回) : 前基本計画の検証と次期基本計画に向けた施策の検討(農地の見通しと確保、農業構造の展望、農業経営等の展望、農業のデジタル・トランスフォーメーション(DX))

12月 9日(第 7回) : これまでの議論で出された意見や課題の整理、地方意見交換会・現地調査の報告

12月23日(第 8回) : 次期基本計画の検討に向けた課題の整理

令和2年

1月29日(第 9回) : 次期基本計画の基本的考え方と論点・構造展望等、経営対策・農村施策

2月13日(第10回) : 品目ごとの生産のあり方及び食料政策等、食料自給率・自給力指標、経営展望

2月～3月(第11～13回) : 新たな食料・農業・農村基本計画骨子案、原案、展望等(案)

3月25日(本審) : 答申

3月31日 : 閣議決定



農業者などヒアリング御協力者の方々と
審議会委員(第8回ヒアリング)



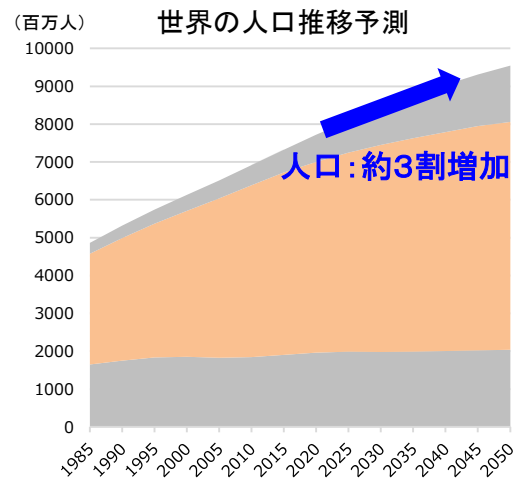
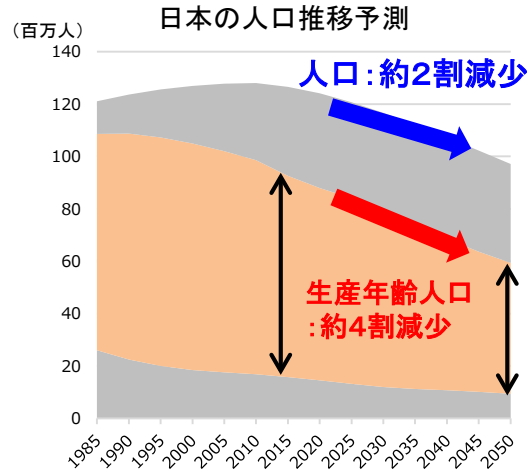
吉川前農林水産大臣から食料・農業・農村
政策審議会長への諮問の様子(第1回)



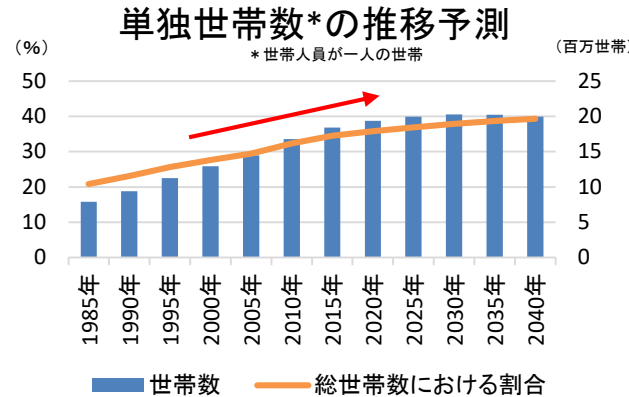
食料・農業・農村政策審議会長から
江藤農林水産大臣への答申の様子(本審)

2-1. 我が国農業を取り巻く情勢(国内外の人口とライフスタイルの変化)

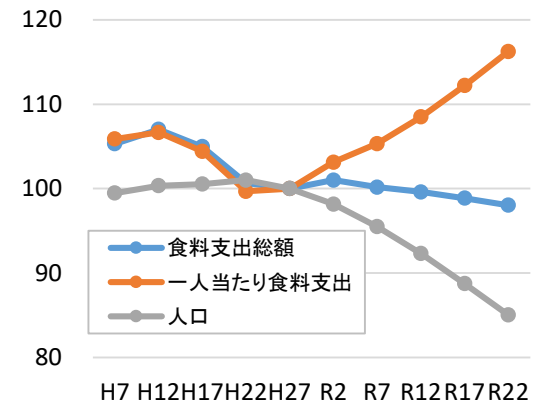
- 我が国では人口減少、少子高齢化が進行。今後は労働力(生産年齢人口)の減少が顕著。
- さらに、単身世帯・共働き世帯の増加、ライフスタイルの変化に伴い、食の外部化・簡便化志向が高まると考えられ、今後はこうした需要に対応した生産活動を展開していくことが必要。



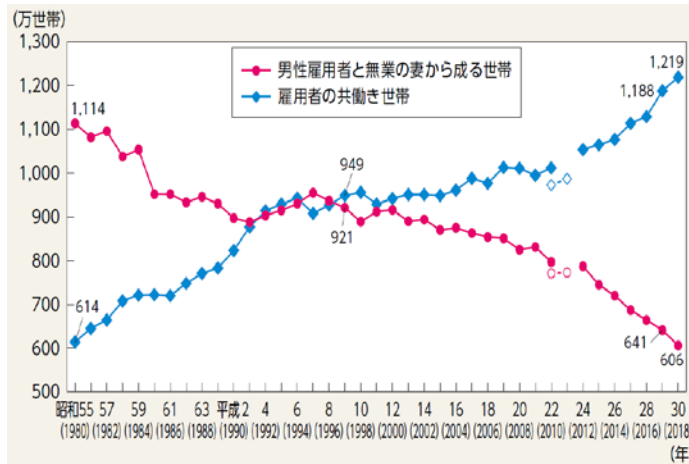
出典: OECD「Historical Population Data Projections」(2016)
生産年齢人口の推計は15~65歳の人口の推計による。



食料支出総額、1人当たり食料支出の推計



共働き世帯数の推移

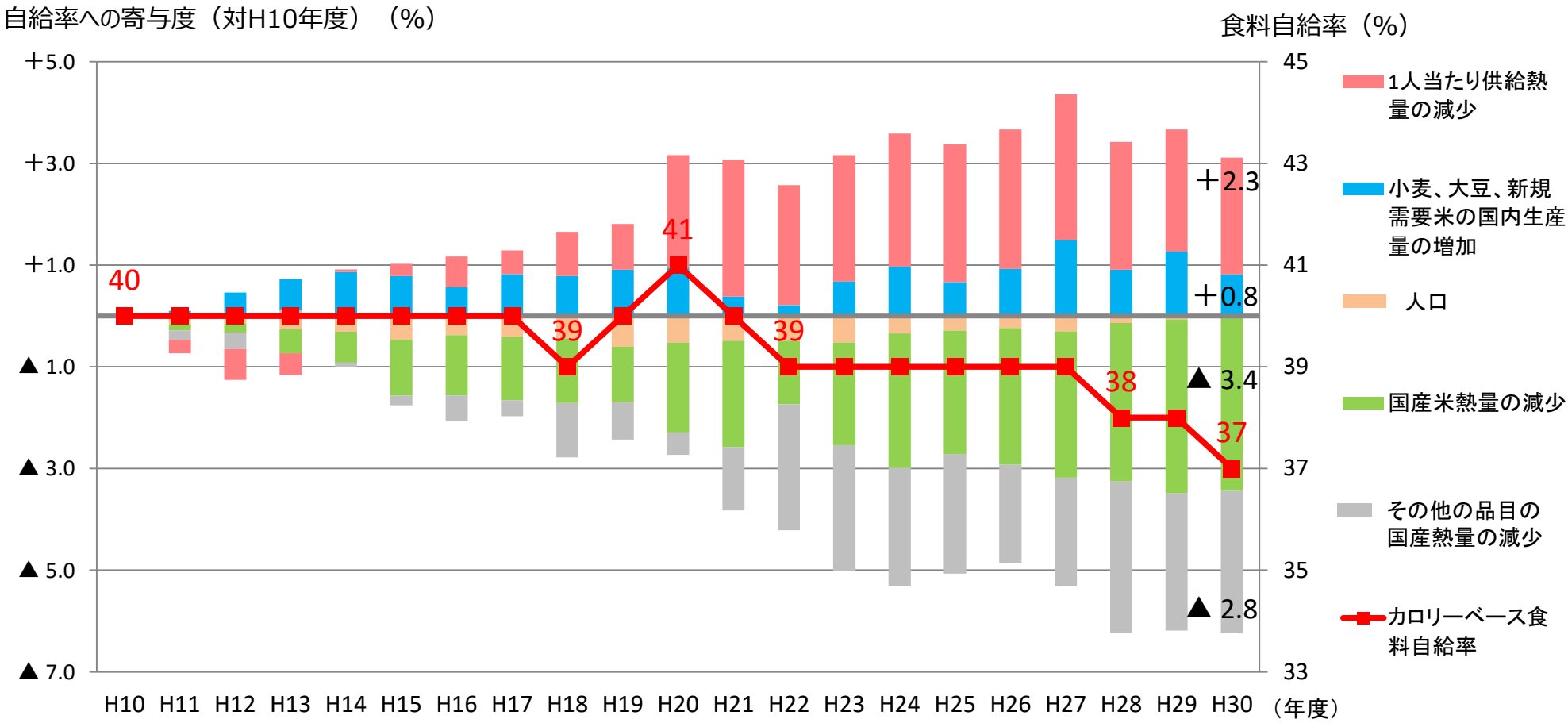


ライフスタイルの変化に伴う
食の外部化・簡便化志向の高まりなどの食に対する需要の変化が見込まれる

出典: 総務省統計局「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)2018(平成30年推計)」(2018)より作成(左上)／農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計(2019年版)」(令和元年8月)(右上)／平成30年男女共同参画白書より抜粋(左下)

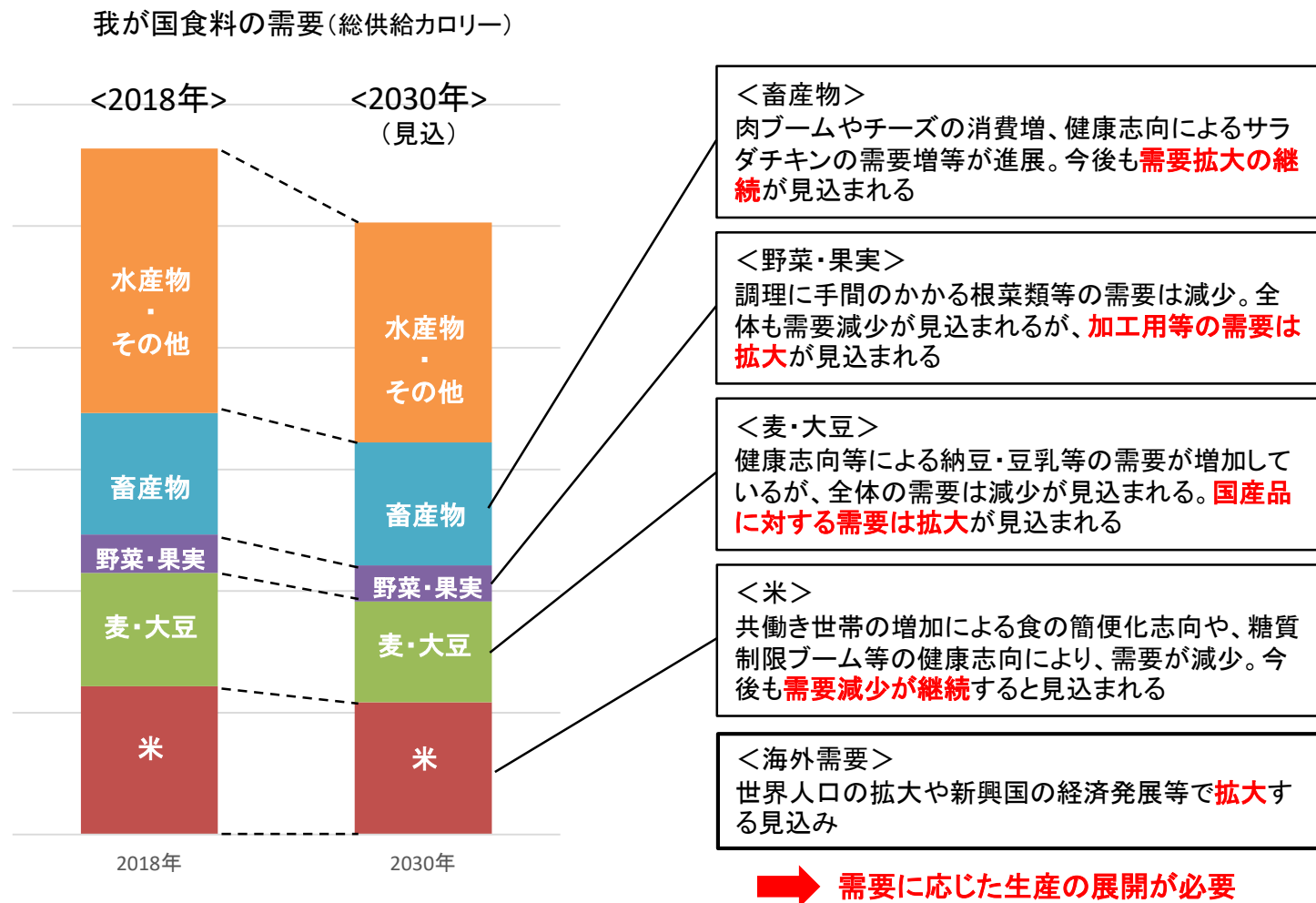
2-2. 我が国農業を取り巻く情勢(近年のカロリーベース食料自給率の変動とその要因)

○ カロリーベースの食料自給率は、1人当たり供給熱量の減少や、小麦・大豆・新規需要米等の国内生産増加、米をはじめとする品目ごとの消費量減少、人口の増減等の影響により変動。長期的には減少傾向で推移。



2-4. 我が国農業を取り巻く情勢(品目ごとの需要の変化)

- 人口減少やライフスタイルの変化に伴い、品目ごとの需要も変化。今後は、こうした需要の変化に対応した生産を展開していくことが必要。

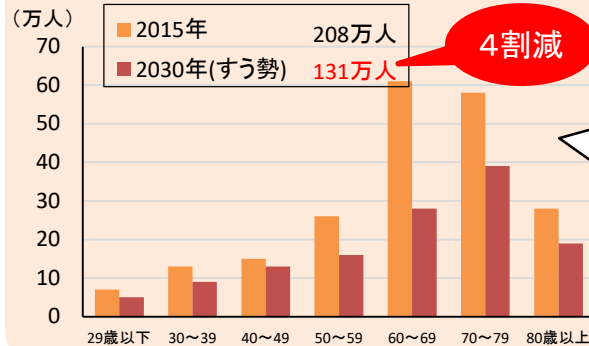


2-5. 我が国農業を取り巻く情勢(労働力の確保)

- 我が国農業分野では、農業者の減少・高齢化や農地の減少が進行。我が国全体でも人口減少、少子高齢化が進行し、労働力(生産年齢人口)の減少が見込まれる中、他産業との競合の中で、いかに農業分野の労働力を確保していくかが重要。
- また、需要に応じた生産活動を展開する上では、野菜・果実・畜産物等の生産やそれに向けた労働力の確保・労働生産性の向上を図る必要。また、米・麦・大豆等についても、引き続き一定の労働力を確保していく必要。

生産基盤の弱体化の懸念

○農業就業者数の見通し

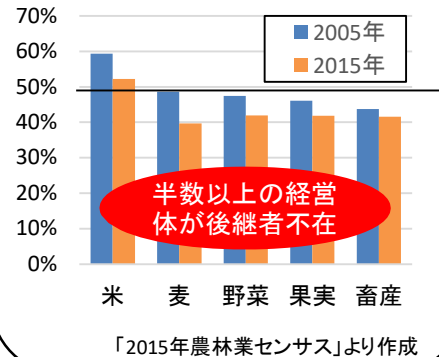


○農地面積の見通し

2019年 439.7万ha
2030年(すう勢) 392万ha
1割減

TPP等の新たな国際環境、家畜疾病、大規模災害、新型コロナウイルス等による影響の懸念も増加

後継者がいる経営体の割合



必要となる労働力

品目	投入労働時間	1人当たり労働時間※
米	24時間/10a	約770時間/年・人
小麦	3.4時間/10a	—
大豆	6.4時間/10a	—
野菜	184時間/10a	約2300時間/年・人
果実	218時間/10a	約2000時間/年・人
生乳	133時間/頭	約2600時間/年・人

※ 農業構造動態調査、2015年農林業センサスを元に農林水産省推計

【現場の生産者の声】

- 80～100haでやっている大規模農家ですら、約半分は後継者がおらず、10年後に続けている可能性は半分もないのではないか。危機感を感じている。(埼玉県・稲作)
 - 将来的には、突然50ha、100ha規模の水田を引き受けなければならない、ということが起こりうるのではないかと危惧している。(千葉県・稲作)
 - 地域では高齢化と後継者不足により、耕作放棄地が増加。特に、機械化できない作業の人手確保が難しく、労働力不足から規模拡大を断念する場合も。(愛媛県・果樹)
- (食料・農業・農村政策審議会 企画部会におけるヒアリングより要旨抜粋)

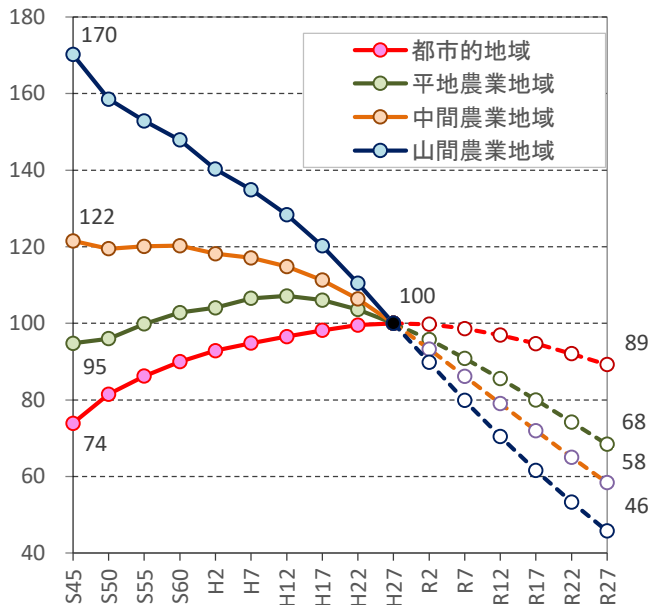
このままでは、食料の安定供給が損なわれる恐れ

2-6. 我が国農業を取り巻く情勢(地方の人口減少)

- 中山間地域の人口は全国の約1割であるが、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担っている。
- 人口減少は、農村の平地～山間になるほど顕著となり、特に山間地域においては、令和27年には平成27年から半減し、過半が65歳以上の高齢者になると見込まれる。また、存続危惧集落は、30年後(令和27年)には4倍以上に増加。これらの9割が中山間地域に所在する集落となっており、農業の生産基盤への影響が懸念される。
- また、地方自治体の農林水産分野の職員数も大きく減少しており、地域での推進体制も弱体化が懸念される。

農業地域類型別の人口推移と将来予測

(指数: H27=100)

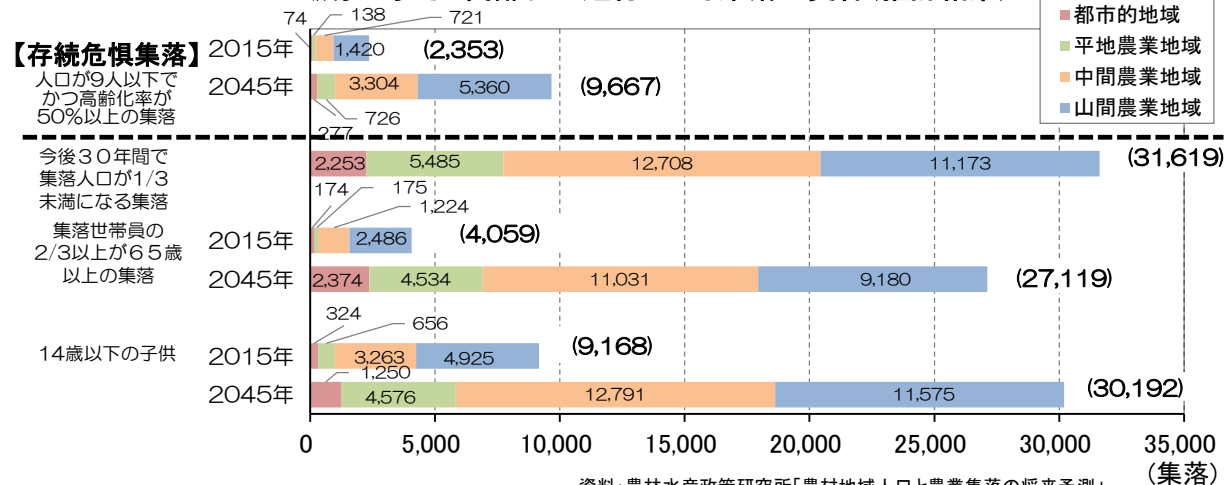


注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。

注2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

出典: 農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」(令和元年8月)

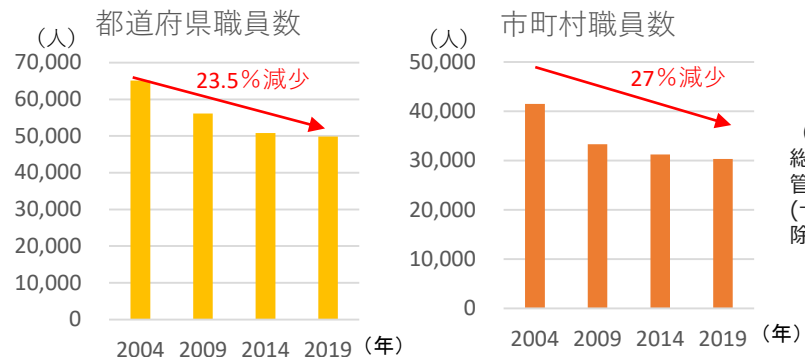
人口減少と少子・高齢化の進行による集落の変容(推計結果)



資料: 農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」(令和元年8月)

注: 集落ごとに行ったコーホート分析によって推計した年齢別の集落人口に基づく。

地方自治体職員数(農林水産分野)の推移

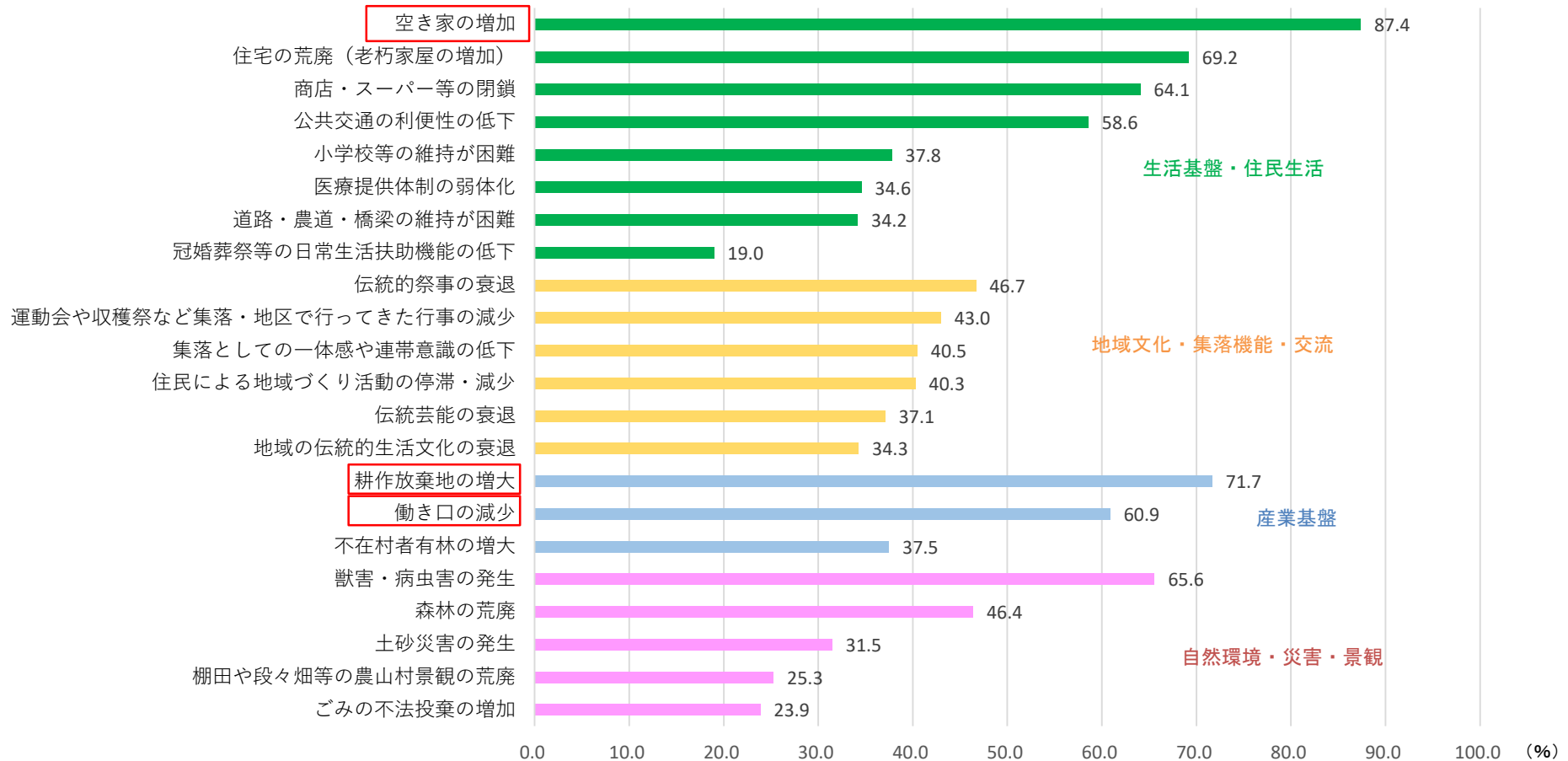


(出典)
総務省「地方公共団体定員管理調査結果」から作成。
(一部事務管理組合の職員を除いている)

2-7. 我が国農業を取り巻く情勢(人口減少の影響)

○過疎地域集落では、空き家の増加、耕作放棄地の増大、働き口の減少などの問題が発生。

【集落で発生している課題(複数回答)】

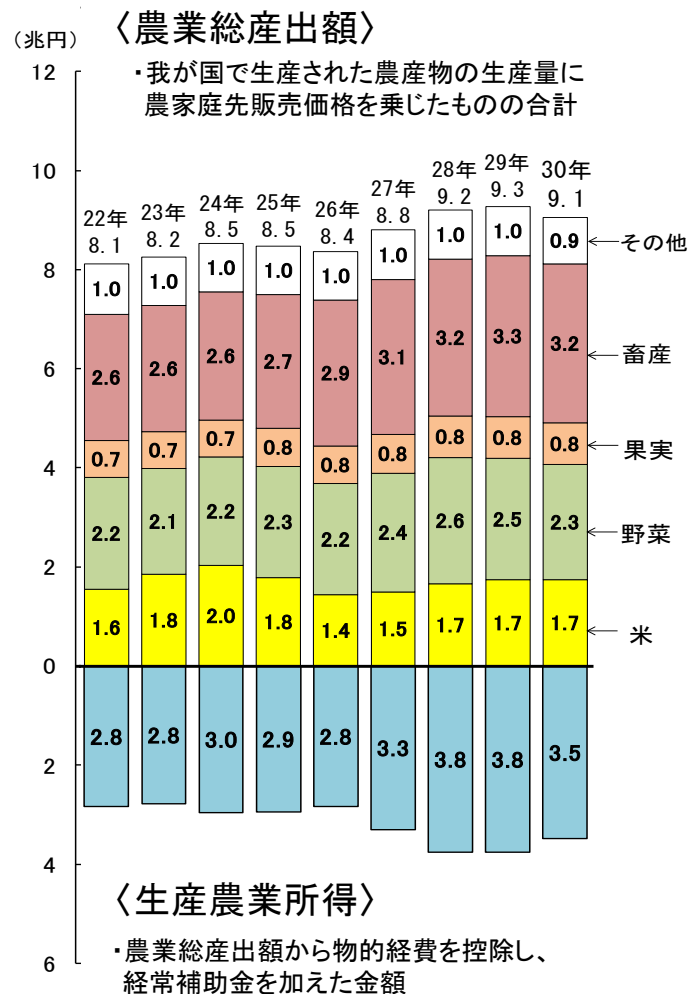


資料：総務省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書」(2020年3月公表)を基に農林水産省で作成

(参考)これまでの農政改革の着実な進展

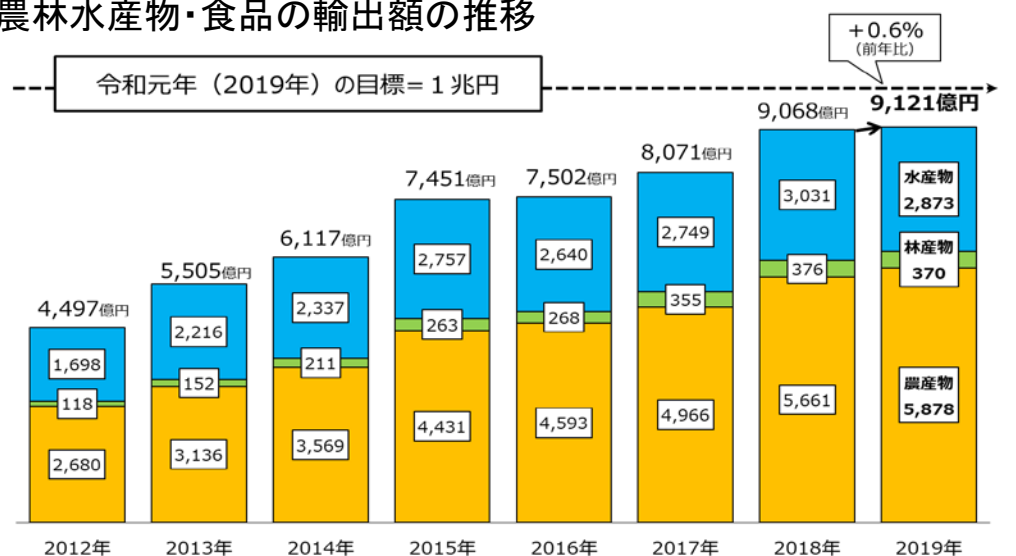
- 農業の成長産業化に向けて農政改革を推進。近年、農林水産物・食品の輸出額や農業所得が増加傾向にあり、若者の新規就農が増加するなど、成果が着実に現れてきている。

○ 農業総産出額及び生産農業所得の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

○ 農林水産物・食品の輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

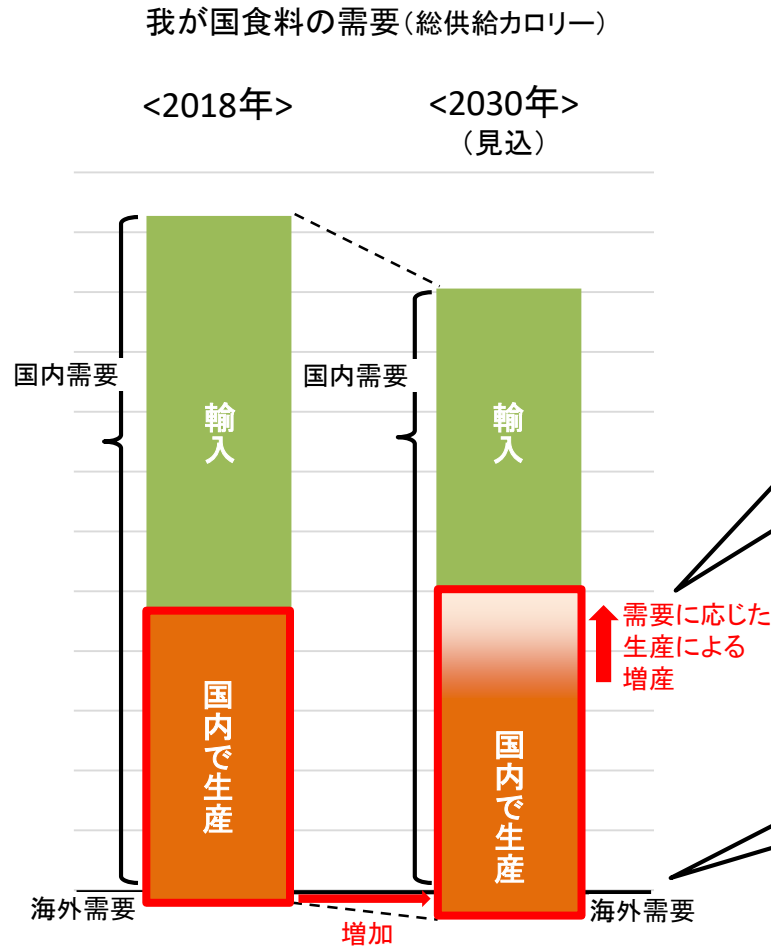
○ 49歳以下の新規就農者数の推移



資料：農林水産省「新規就農者調査」

3-1. 新たな食料・農業・農村基本計画における施策の方向

- 我が国食料の安定供給を図るためには、国内農業の生産基盤を強化し、担い手や農地の確保を進めつつ、需要に応じた生産に取り組んでいくことが必要。その際、農業生産の現場である農村の振興、さらには食料安全保障や農業・農村の役割への国民理解の醸成に取り組んでいくことが重要。



需要に応じた生産の推進と、これに向けた生産基盤の維持・強化により国内生産の増大を図り、今後起こり得る食料供給上のリスクに対応

→農業就業者・農地の確保、生産対策

食料生産の現場である農村を維持・活性化することで、食料供給の基盤を維持。その際、農林水産省が中心となり、各省が連携して施策を展開

→農村の振興

海外市場を開拓し、これに対応した国内生産の増大を進めることで、不測時には輸出分の国内供給が可能に。

→輸出促進

農業・農村が直面している課題を国民全体で理解することで、官民が協働した食料自給率の向上、食料安全保障の確立に向けた行動を展開

→国民理解の醸成

3-2. 新たな食料・農業・農村基本計画～我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～

- 新たな基本計画は令和2年3月31日に閣議決定。人口減少が本格化する社会にあっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として各分野の施策を講じ、食料自給率の向上・食料安全保障の確立を図ることとしている。

基本的な方針

- ✓ 食料・農業・農村の持続性を高めながら、「**産業政策**」と「**地域政策**」を**車の両輪**として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、**食料自給率の向上**と**食料安全保障**を確立

食料・農業・農村をめぐる情勢

農政改革の着実な進展

農林水産物・食品輸出額
4,497億円(2012) → 9,121億円(2019)
生産農業所得
2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)
若者の新規就農
18,800人/年 → 21,400人/年
(09～13平均) (14～18平均)

国内外の環境変化

- ①国内市場の縮小と海外市場の拡大
- ②TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
- ③頻発する大規模自然災害、新たな感染症
- ④CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の脆弱化

農業就業者数や農地面積の大幅な減少

食料自給率の目標

食料自給率の目標等

【カロリーベース】 37% → 45%
【生産額ベース】 66% → 75%
(2018) (2030)

・飼料自給率 25% → 34%
・**食料国産率(新規)**
カロリーベース 46% → 53%
生産額ベース 69% → 79%
(2018) (2030)

食料自給力指標 (食料の潜在生産能力)

- ・農地面積に加え、**労働力も考慮**した指標を提示
- ・**2030年の見通し**も提示

講ずべき施策

食料の安定供給の確保

- 農林水産物・食品の**輸出促進**
- 消費者と食・農とのつながりの深化
- 総合的な**食料安全保障**の確立 など

農業の持続的な発展

- **担い手の育成・確保**
- **中小・家族経営**など多様な経営体による地域の下支え
- **農地集積・集約化**と農地の確保
- 需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築・**生産基盤の強化**
- 気候変動対応等の環境政策の推進 など

農村の振興

- 地域資源を活用した**所得・雇用機会の確保**
- 農村に人が住み続けるための条件整備
- 地域の体制・人材づくりと魅力の発信
- **関係府省で連携**した仕組みづくり など

東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

- 災害からの復旧・復興、事前防災 など

団体に関する施策

- 農協、農業委員会、農業共済団体、土地改良区

食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

4-1. 食料自給率目標等

- 食料自給率等の目標を、我が国の食料安全保障の状況を評価する供給熱量ベースで45%、我が国の農林水産業による経済活動の状況を評価する生産額ベースで75%と設定。
- また、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を適切に反映し、国内生産の状況を評価するため、食料国産率目標を新たに設定。

	2018年度(基準年度)		2030年度(目標年度)
供給熱量ベースの 総合食料自給率	37%	→	45%
生産額ベースの 総合食料自給率	66%	→	75%
飼料自給率	25%	→	34%
供給熱量ベースの 食料国産率	46%	→	53%
生産額ベースの 食料国産率	69%	→	79%

(参考)

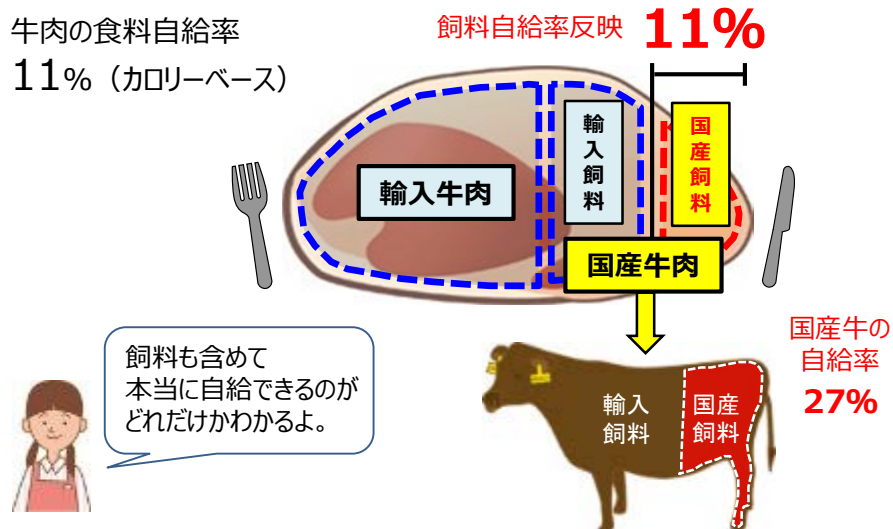
農地面積	442.0万ha(2019年439.7万ha)	414万ha
述べ作付け面積	404.8万ha	431万ha
耕地利用率	92%	104%

(参考)飼料自給率を反映しない「食料国産率」の目標について

- 総合食料自給率では、「国内生産」を厳密にとらえるため、輸入飼料による畜産物の生産分を除いて計算しており、これは食料安全保障を図る上で基礎的な目標。
- 新たな基本計画においては、国内畜産業の生産基盤に着目し、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産農家の増頭・増産努力を反映する指標である「食料国産率」の目標を新たに設定し、国内生産の状況を評価することとした。

現在の食料自給率（飼料自給率を反映）

牛肉の食料自給率
11%（カロリーベース）

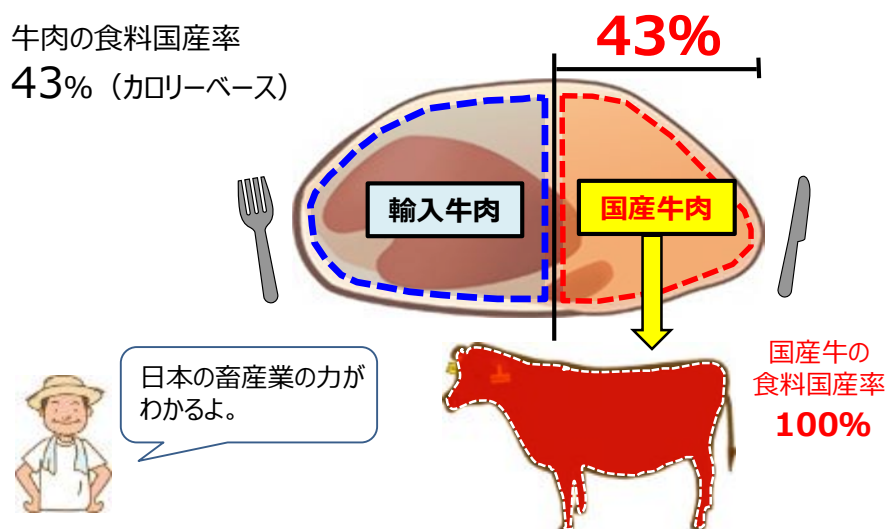


- ・国産飼料のみで生産可能な部分を厳密に評価できる。
- ・国産飼料の生産努力が反映される。

➤ 我が国の食料安全保障の状況を評価

食料国産率【新規】（飼料自給率を反映しない）

牛肉の食料国産率
43%（カロリーベース）



- ・需要に応じて増頭・増産を図る畜産農家の努力が反映される。
- ・日ごろ、国産畜産物を購入する消費者の実感と合う。

➤ 飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し、国内生産の状況を評価

➡ 「食料国産率」と「飼料自給率」の双方の向上を図りながら、「飼料自給率を反映した食料自給率」の向上を図る

(参考)令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)	
	1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)			
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米	54	51	845	797	821	806
〔 米 米粉用米、 飼料用米 を除く 〕	54	50	799	714	775	723
米粉用米	0.2	0.9	2.8	13	2.8	13
飼料用米	－	－	43	70	43	70
小麦	32	31	651	579	76	108
大麦・ はだか麦	0.3	0.3	198	196	17	23
大豆	6.7	6.4	356	336	21	34
そば	0.7	0.7	14	13	2.9	4.0
かんしょ	3.8	4.0	84	85	80	86
ばれいしょ	17	17	336	330	226	239
なたね	－	－	257	264	0.3	0.4
野菜	90	93	1,461	1,431	1,131	1,302
果実	36	36	743	707	283	308
てん菜 〈精糖換算〉	＜18＞	＜17＞	＜231＞	＜206＞	361 ＜61＞	368 ＜62＞
さとうきび 〈精糖換算〉					120 ＜13＞	153 ＜18＞
茶	0.7	0.7	8.6	7.9	8.6	9.9

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)	
	1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)			
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
生乳	96	107	1,243	1,302	728	780
牛肉 ＜枝肉換算＞	6.5	6.9	93 ＜133＞	94 ＜134＞	33 ＜48＞	40 ＜57＞
豚肉 ＜枝肉換算＞	13	13	185 ＜264＞	179 ＜256＞	90 ＜128＞	92 ＜131＞
鶏肉	14	15	251	262	160	170
鶏卵	18	18	274	261	263	264
飼料作物	－	－	435	519	350	519

注：飼料作物は良質粗飼料の可消化養分総量（TDN）である。

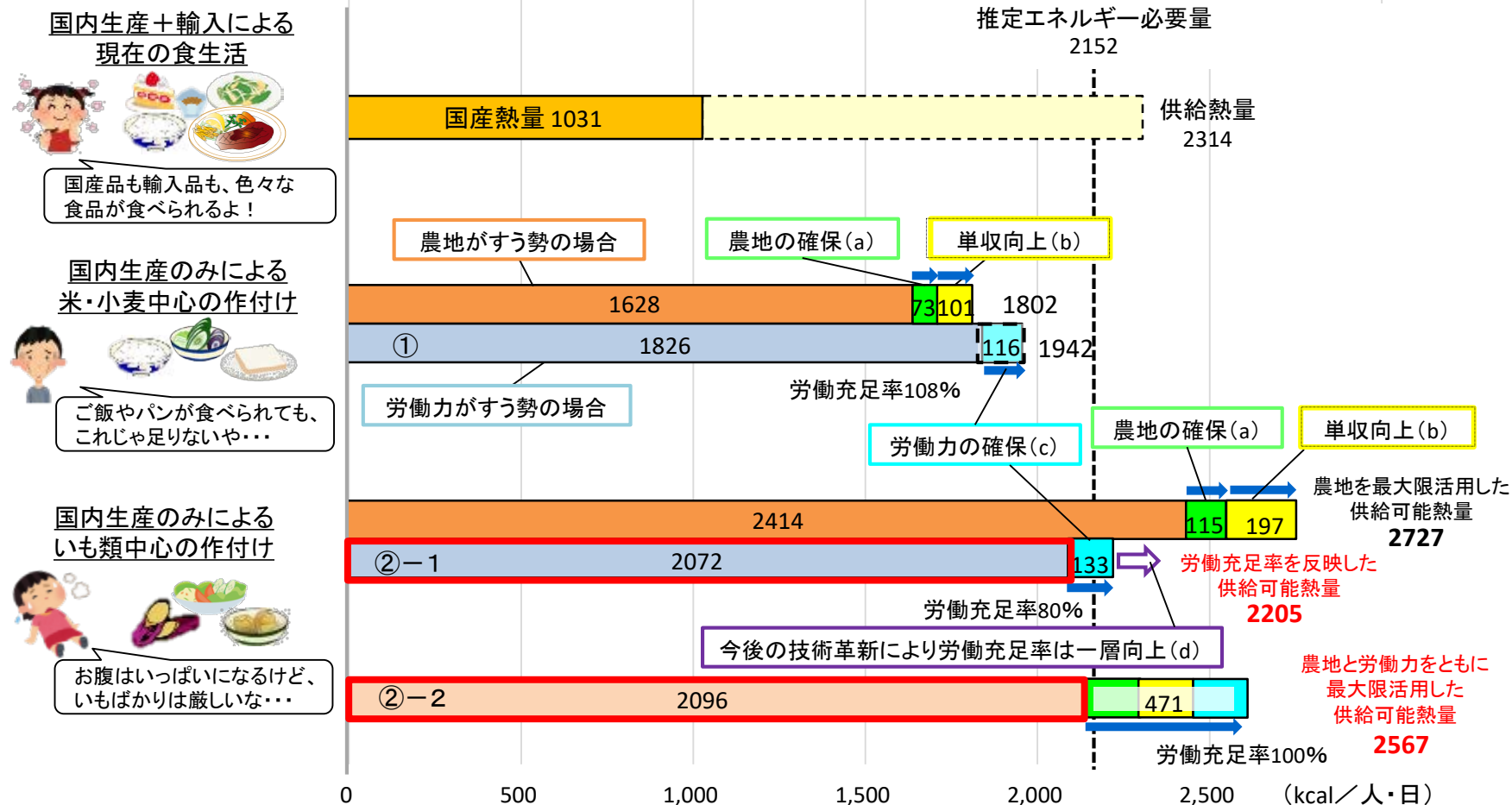
(参考)

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)	
	1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)			
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
魚介類 ＜うち食用＞	24 ＜24＞	25 ＜25＞	716 ＜569＞	711 ＜553＞	392 ＜335＞	536 ＜474＞
海藻類	0.9	0.9	14	13	9.3	9.8
きのこ類	3.5	3.8	53	54	47	49

注：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口を乗じ、これに減耗量等を加えたものである。

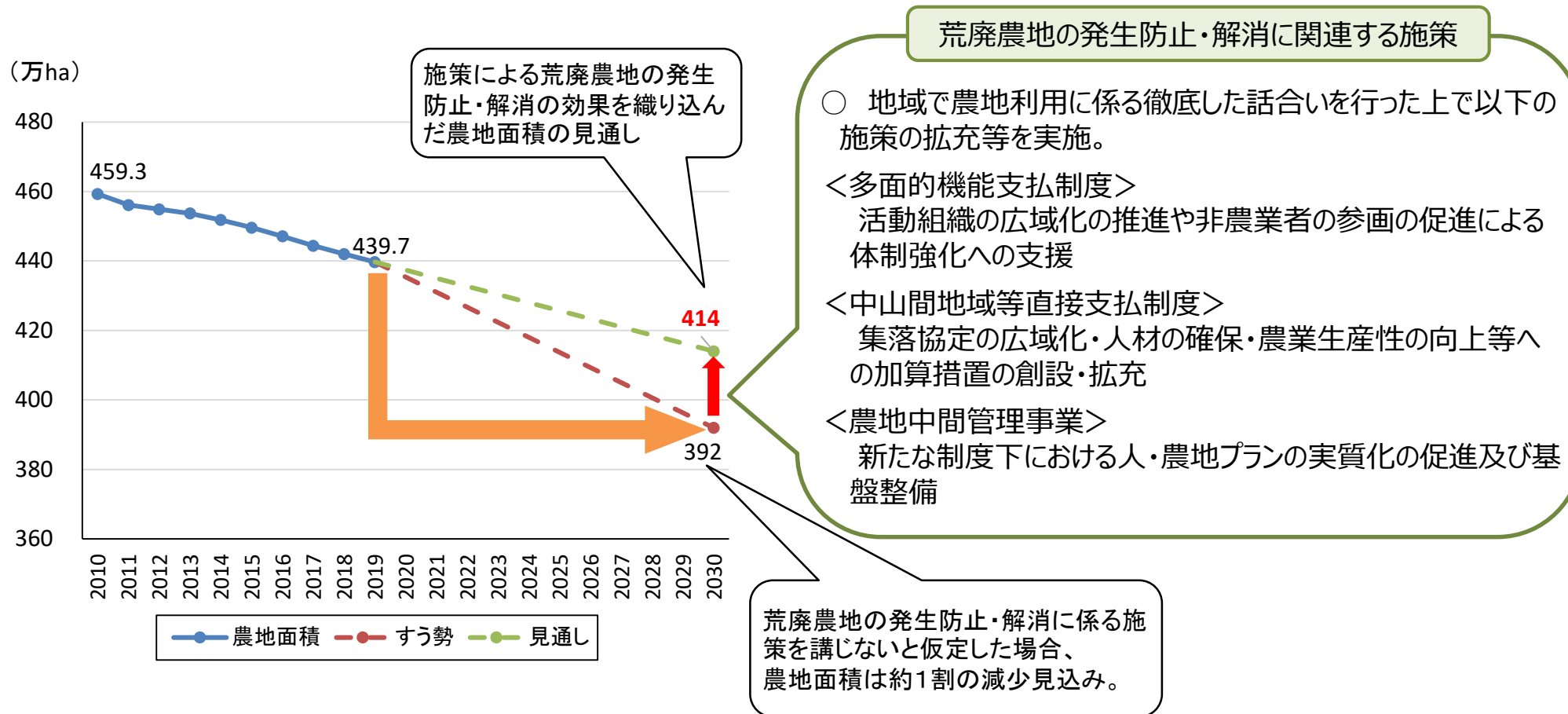
4-2. 食料自給力指標(令和12年度における食料自給力指標の見通し)

- 食料自給率は国民が現実に消費する食料が国内生産により賄われる割合を示すもの。一方、食料自給力指標は、我が国農林水産業による食料の潜在生産力を示すもの。
- 農地や農業労働力の見通しを踏まえて令和12年度の食料自給力指標の見通しを試算。カロリーの高いいも類中心の作付けとした場合でも、労働力が確保されなければ十分な供給熱量を確保できない(②-1)。
- 農地と労働力をともに最大限に活用するよう、米・小麦といも類を組み合わせる作付けする場合にも、すう勢では推定エネルギー必要量をわずかに下回る(②-2)。農地の確保、単収の向上とともに、労働力を確保していく必要。



(参考)農地の見通しと確保について

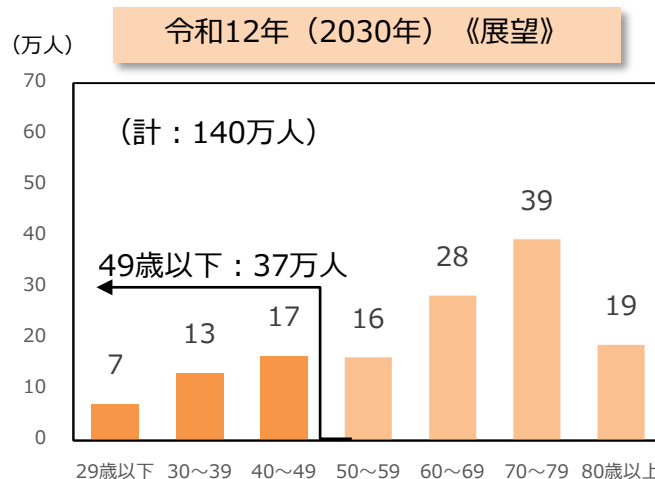
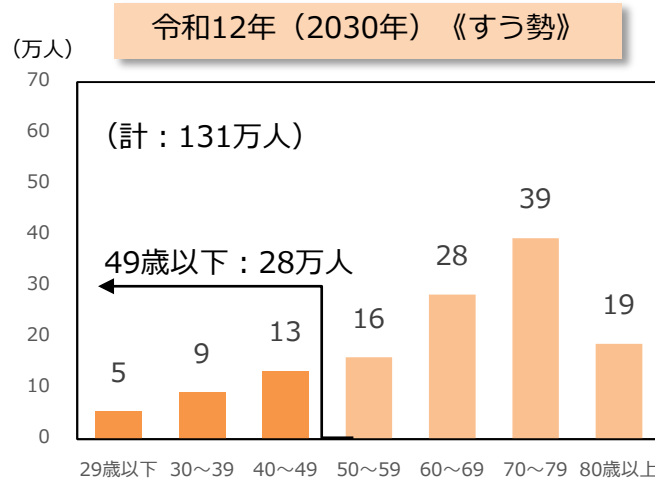
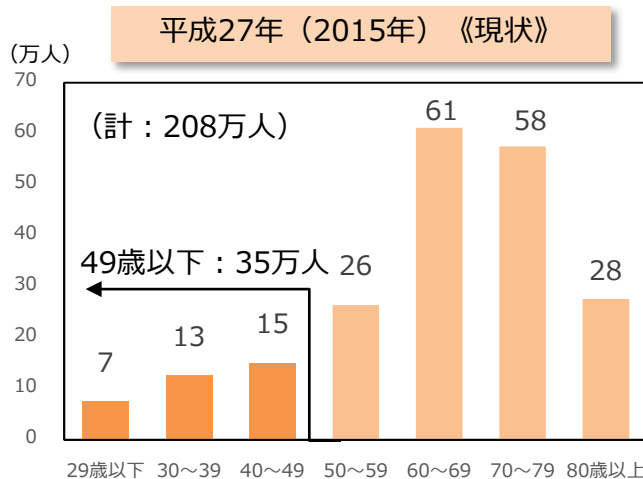
- 我が国農地面積は、1960年代以降、長期的に減少傾向。
- これまでの傾向が今後も継続した場合、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じなければ、農地面積は2030年までに約1割の減少が見込まれる。荒廃農地の発生防止・解消に向けた施策を展開し、農地面積を確保していく。



(※) すう勢は、農地の転用及び荒廃農地の発生が同水準で継続し、かつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定した場合の見込み。

(参考)農業労働力の見通しについて

- 平成27年までの傾向が続いた場合、農業就業者数は、令和12年に131万人、うち49歳以下は28万人。
- 農業の内外からの青年層（49歳以下）の新規就農の促進により、年齢構成のアンバランスを改善することで、令和12年には49歳以下が37万人となり、農業就業者すうは140万人となる見通し。



(備考) 農林水産省「農林業センサス」(組替集計)、「農業構造動態調査」(組替集計)、総務省「国勢調査」(調査票情報を農林水産省で独自に集計)により作成。

5-1. 食料の安定供給の確保

- 消費者や実需者ニーズの多様化・高度化への対応を進めつつ、関係者の連携・協働による新たな価値の創出を推進。
- 政府一体となった輸出促進や日本食・食文化の海外普及や食産業等の海外展開等の取組を推進。農林水産物・食品の輸出額を令和12年までに5兆円とする目標を設定。
- 食育等を通じて消費者と食・農のつながりを深化。また、食料供給に係るリスク分析等を通じ、総合的な食料安全保障の確立を目指す。

新たな価値の創出による需要の開拓

- **食市場の変化に対応**した新市場・バリューチェーンの創出
- 食品産業の競争力強化
(流通の合理化や**労働力不足対応**、規格・認証の活用)
- 環境問題への対応
(**食品ロス削減**、プラスチックごみ問題への対応等)

グローバルマーケットの戦略的な開拓

- 農林水産物・食品の**輸出額5兆円目標**(令和12年)を設定。輸出先国との規制緩和・撤廃に向けた協議、施設認定などの環境整備等
- 日本食・食文化の海外普及、食産業の海外展開の促進
- 知的財産等の保護・活用

消費者と食・農とのつながりの深化

- **食育**や地産地消の推進、**国産農産物の消費拡大**、和食文化の保護・継承、消費者と生産者の関係強化

食品の安全確保と消費者の信頼の確保

- 科学的知見に基づくリスク評価・管理、消費者・生産者・食品関連事業者とのリスクコミュニケーション
- 食品表示の適正化等を通じた消費者の信頼確保

食料供給のリスクを見据えた 総合的な食料安全保障の確立

- **不測時に備えたリスク分析**と対応の検討、国際的な食料需給の把握・分析、輸入穀物等の安定的な確保、国際協力、**動植物防疫措置**の強化

TPP等新たな国際環境への対応、 今後の国際交渉への戦略的な対応

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく生産基盤の強化や経営安定・安定供給へ備えた措置
- 農産物貿易交渉における、センシティブティに十分に配慮した交渉、輸出拡大につながる交渉結果の獲得

5-2. 食料産業における取組

- 我が国の農業・食料関連産業は全経済活動の約1割にあたる付加価値を生産。加工・流通等の段階を経て付加価値が高められ、消費者に多様な食料が供給される。
- 農業の生産基盤の強化とあわせて、関連産業との連携や六次産業化の取組を進め、消費者の需要に対応することで、農業者の所得向上、農業・食料関連産業全体の活性化につながる。

○ 農業・食料関連産業の国内総生産
(付加価値ベース、平成30年)

農業・食料関連産業 55.0兆円 (全経済活動の10.0%)

資材供給産業等
1.8兆円 (0.3%)

食品産業 47.2兆円 (8.6%)

農林漁業
6.0兆円
(1.1%)

食品製造業
13.4兆円
(2.4%)

関連流通業
20.9兆円
(3.8%)

外食産業
13.0兆円
(2.4%)

(参考) 全経済活動 547兆円 (100%)

資料：農業・食料関連産業の経済計算

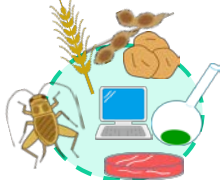
食品産業の競争力の強化

- 食品流通の合理化
産地集荷拠点における共同集荷、電子タグの活用 等
- 労働力不足への対応
食品工場等の自動化・省人化、労働環境の整備 等
- 規格・認証の活用
取引の円滑化や消費者の選択合理化等に資するJAS、国際規格の制定・活用 等



新たな市場の創出に向けた取組

- 介護食品の開発、スマートミールの普及支援、食を通じた健康管理を支援するサービスの展開
- 食と先端技術を掛け合わせたフードテックの展開推進



需要に応じた新たなバリューチェーンの構築

- 農業と2次産業・3次産業との連携によるビジネスの創出
- 食品関連事業者・ベンチャー企業等と農業者・農協等との協働

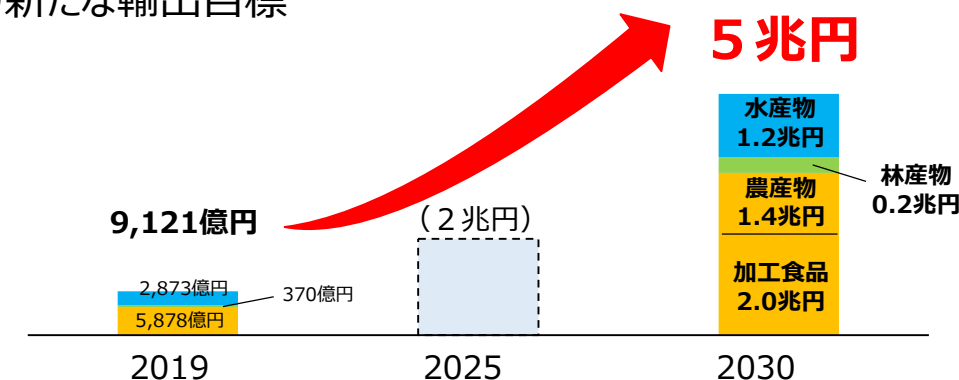
食品ロス等を始めとする環境問題への対応

- 食品ロスの削減
商慣習の見直し、フードバンク活動団体とのマッチング 等
- プラスチックごみ問題への対応
容器包装プラスチックの資源循環、プラスチック製買物袋の有料化義務化の円滑な導入 等
- 気候変動リスクへの対応
食品関連事業者による気候関連リスクマネジメントの推進

5-3. 輸出に関する取組(新たな農林水産物・食品の輸出額目標、品目横断的な取組)

- 国内では、消費者の低価格指向に加え、本格的な少子高齢化・人口減少に伴い、農林水産物・食品の消費減少が見込まれる。
- 農業・農村の持続性を確保し、農業の生産基盤を維持するためには、我が国の高品質な農林水産物・食品を輸出に仕向けることで輸出の大幅な拡大を図り、農林漁業者の所得向上を図ることが必要。
- 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備、海外への商流構築やプロモーションの促進等をすすめ、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする新たな目標を設定。

○新たな輸出目標



※農林水産物由来の新たな加工品及び少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加（上図の内訳には含まれない）

○輸出拡大に向けたプロモーション



海外見本市での商談



盆栽の販売促進活動

○品目横断的な輸出拡大の取組

1 農林水産物・食品輸出本部の設置

(2020年4月)

- 輸出先国との協議の加速化（放射性物質規制 等）
- 輸出向けの施設整備・認定の迅速化
- 輸出証明書の申請・発行の一元化
- 在外公館の対応の強化 等

2 GFPによるマッチングやグローバル産地づくり支援

- GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による輸出診断、マッチング、輸出を目指した産地（グローバル産地）づくりの支援
- 輸出向け施設の整備支援



3 戦略的なプロモーションの実施

- 日本産品のブランディングのためのプロモーション
- 海外の日本食レストランにおける取組の強化



5-4. 輸出に関する取組(2030年に向けた品目毎の更なる取組)

更に、品目ごとの課題に応じた生産基盤の強化、販路拡大の取組を強力に進める。

品目	取組内容
畜産品	
牛肉	・増頭奨励金の交付、食肉処理施設の再編整備等により和牛を増頭・増産し、増産分を輸出
乳製品	・増頭奨励金の交付、ロゴマークを活用した国産牛乳乳製品のPR、海外見本市への参加による国産牛乳乳製品のプロモーション
穀物等	
米	・海外の日本食レストランやおにぎりビジネス向けに日本産米の魅力をPRし、海外需要を拡大するとともに輸出向けの米の作付を拡大
野菜・果実等	
りんご	・近年の樹園地の減少を食い止めるとともに、水田の園地等への転換、省力樹形等の導入により生産を拡大し、増産分を輸出
ぶどう	
いちご	
かんしょ	・近年の生産面積の減少を食い止めるとともに、輸出に好適な「べにはるか」等の生産を行う輸出産地を育成して増産分を輸出
その他農産物	
緑茶	・近年の栽培面積の減少を食い止めるとともに、海外の規制に対応した茶の生産を拡大し、特に海外でニーズがある有機栽培茶や抹茶向けのてん茶の生産を拡大
切り花	・品質保持に必要なコールドチェーン等を整備し、水耕栽培による作期の拡大や防虫ネットの設置等により、輸出向けの生産を拡大
林産物	・付加価値の高い木造住宅の大幅な販路開拓 ・付加価値の高い防腐処理木材の生産力の強化
水産物	・天然資源管理をしっかりと行い資源を回復し、資源管理可能な最大水準の漁獲 ・養殖 天然資源への依存が低い新たなエサ開発等により最大限の生産拡大 ・生産適地を見極めつつ、新規漁場の創出により生産拡大
加工食品	・HACCP施設の導入、AIやIoT等の新技術の活用による省力化、低コスト化、海外の規制・ニーズ等に対応したスイーツ等の新商品開発により、輸出商品の生産拡大及び販路開拓

5-5. 総合的な食料安全保障の確立

- 国民に対する食料の安定供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入・備蓄を適切に組み合わせて確保。
- 世界の食料需要の増大や異常気象による生産減少、新型コロナウイルス感染症による輸入の一時的な停滞等、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼし得るリスクが顕在化。自然災害や輸送障害等の一時的・短期的に発生するリスクも常に存在。
不測の事態に備え、平素から食料供給に係るリスクの分析・評価を行うとともに、我が国の食料の安定供給への影響を軽減するための対応策の検討・実施により、総合的な食料安全保障を確立。

不測時に備えた平素からの取組

- 我が国の主要な農林水産物の供給に影響を与え得るリスクの分析、影響を軽減するための対応の検討・実施
- 「緊急事態食料安全保障指針」に即した不測の事態へのシミュレーションおよび実効性の検証
- 大規模災害に備えた家庭備蓄の普及啓発

<緊急事態食料安全保障指針>

- 食料の供給に影響を及ぼす不測の要因
- 平素からの取組の推進
(自給力の維持・向上、情報分析等)
- 不測の事態に対する体制
- 不測時の食料安全保障対策
(事態の深刻度に応じてレベルを設定(0~2)し、各レベル応じた取組を記載)

等を規定。

<家庭備蓄の例>



食料需給の把握・分析、輸入穀物等の確保、国際協力

- 世界の穀物等の需給状況や長期的な需給予測、輸入相手国の物流・インフラの状況等の情報収集・分析・発信
- 穀物等の輸入相手国との良好な関係の維持・強化、関連情報の収集
- 途上国に対する農業生産・食品安全等に関する研究開発、技術協力、資金協力、食料援助等



動植物防疫措置の強化

<家畜防疫>

- 水際対策の徹底、飼養衛生管理の強化等の国内防疫の徹底
- ASF(アフリカ豚熱)の水際対策、CSF(豚熱)対策の推進

<植物防疫>

- 水際対策の推進及び国内の防除対策の強化